

安全対策

財団法人日本学生航空連盟

組織体制

1. チームリーダーは、競技前日および当日朝のミーティングに必ず出席し、選手と本部との情報伝達を徹底する。選手の健康状態を把握し飛行可否を決定する。
2. 申し込み時に誓約書、技能証明、経歴、保険証を確認する。
3. 集合日に身体検査証および最新の健康診断書を確認する。
4. 強化合宿中に技量認定が行われ、不合格の者は参加できない。
5. ウインチ、リトリブなどの要員の精神状態、健康管理に留意する。
特に、ウインチ曳航者は厳選された者をあてる。
6. 学生委員が持ち場を離れる時は、必ず引き継ぎを行わせ、その長に申し入れる。
7. 競技空域内を同時に飛行する機数は、選手の技能などにより制限する。
8. 各チームは着陸機の緊急移動などのため、パイロット含め4人以上の人員を確保する。

運航（大会ピストの運営）

1. 運航指示は連盟教官および委嘱した連盟指導員とし、OBなどは行えない。
2. ピストは、飛行管制者、地上管制者および統括者の三者で構成する。
3. 滑空場の周囲は第三者の進入防止処置を厳重にする。
4. 機名を記入したカードと地図板を利用し、飛行中の各機の位置を確実に把握する。
5. 飛行中の競技機には必ず地上監視員をピスト近くに配置し、着陸まで監視させる。
6. 進入中の機体がある場合は、着陸、停止し安全を確保した後に次機を発航する。
7. 周回コース付近に場外着陸が可能な場所を選定し、掲示して選手に周知徹底する。
8. 上昇気流が少なく、場周経路付近に競技機が集中し、規定の高度差、距離を保てなくなる可能性のある場合は、次の競技機の発航を停止する。
9. 場周経路付近および以内では高さ200m (AGL) 以下での連続旋回を禁止する。
10. 競技委員の指示に従わぬ者には着陸を命じ、減点とする。
11. 万一重大事故が発生した場合、心理的動揺による二重事故を防ぐため、運航管理委員は競技を中断し、順次着陸させる。

参加選手

1. 安全教育のテキストや各大学航空部または個人で所有しているサーマル旋回の技術、空中接触防止の資料および場外着陸の要領などを集めてマニュアル化し、選手全員に勉強させる。
2. 選手は、全ての場外着陸場を下見し、障害物や路面の様子、着陸方法、管理者、着陸後の機体の搬出方法などを検討し、また途中の大きな目標物も確認しておく。
3. 出場選手が競技大会の雰囲気にも吞まれないよう、教職員および同チームの監督、選手同士でチェックする。

整備

1. 航空機登録証明書、耐空証明書、航空日誌、運用限界等指定書、飛行規程、機体点検表の検査を行う。
2. 参加機は集合日に整備委員の検査を受ける。
3. 競技機の装備、搭載物は各機の飛行規定に定められたものであること。
4. 毎日競技開始前にチェックリストにより点検し、そのリストを本部に提示する。
5. ウインチは毎朝点検し、ピストにチェックリストを提示する。
6. 索のエンドセットは基準に適したものを使う。

気 象

1. 気象条件は、本連盟の滑空スポーツ訓練実施規則 38～41 を厳守させる。
〔 VMC であること、正対風 10 m/s 以下、危険な乱流が無い、横風 4 m/s 以下で曳航索が場外に落下する恐れが無いこと、競技区域内に落雷の危険が無いこと 〕
2. 有視界飛行方式に従うほか、具体的に次の条件を満たすものとする。
 - (1) 滑走路の北西約 5 km の刀水橋、南東約 5.5 km の利根大堰が見えること。
 - (2) 妻沼滑空場上空から、当日の旋回点付近が視認できること。
 - (3) シーリングは 1000 m 以上とし、雲上飛行は行わない。
 - (4) 平均風速 10 m/s 、横風成分 4 m/s 、背風成分 2 m/s のいずれかの基準を超えたときは競技を中止する。

競技空域

1. 地形図に飛行範囲を記入し、大会本部の宿舎およびピストに掲示する。
2. 航空機から撮影した競技空域および旋回点の写真を掲示する。
3. 競技空域の境界線の具体的な目標
 - 北西側 = 足利市、尾島町を結んだ線上の太田金山を目標とする。
 - 北東側 = 渡良瀬川を越えて北側へは行かない。
 - 南西側 = 利根川の南へは原則として行かない。
 - 南東側 = 昭和橋、東北自動車道を目標とする。
4. 競技機は危険な場外着陸を避けるため、高度を 600 m (A G L) 以下では安全に着陸出来る場所から離れてはならない。
5. 競技機には、自記高度計の搭載を義務づける。飛行後に記録を確認し、規定された高度範囲内で飛行したことを証明する。

他航空機との調整

競技空域付近を飛行する航空機との調整は次の通り行う。

- (1) 米空軍横田基地
妻沼付近は米軍の管轄する空域のため、自衛隊入間基地を經由し、横田ラブコンに情報を提供し、競技空域付近を飛行する I F R 機に注意を促す。
- (2) 航空自衛隊入間基地
入間基地を使用する自衛隊の V F R 機は妻沼付近を通過するため、入間基地総隊司令部飛行隊および管制隊に毎日競技内容を連絡し、同隊の協力により自衛隊機は競技空域を避けて飛行する。入間管制隊は横田基地管制隊と妻沼ピストとの中継に協力する。細部は別紙「横田基地、入間基地との調整」参照。
- (3) 国土交通省東京航空交通管制部
空域使用については事前に説明し、大会初日と最終日に連絡する。
- (4) 国土交通省東京空港事務所運用課
航空法第 60 条の申請をし、許可を得る。ノータムの発行を依頼する。競技機のフライトプランを一括提出する。民間訓練試験空域 K K 4 - 3 の使用予定を確認する。
- (5) 調布空港事務所、本田航空
調布飛行場および桶川飛行場から妻沼 (館林、太田) 方面へ出発する飛行機に当競技会に関する情報提供を依頼する。
- (6) 板倉滑空場
滑空場周辺では原則 2000 ft (A G L) 以上の高度で飛行し、離着陸する飛行機に迷惑をかけない。各管理者とは毎朝連絡をとり、お互いに情報交換する。

無線通信要領

1. グライダーの専用周波数の無線機を使用する。また、緊急時に備え携帯電話を数台、本部に常備する。

2. 呼出名称

ピスト・・・「妻沼ピスト」

旋回点・・・「給水塔」「千代田」「明和」「高山」「館林インター」

競技機・・・「大学名と機種名」 例「ケイオー・ディスクス」など

3. 妻沼滑走路の名称

ランウエーは、32（スリー・ツー）と14（ワン・フォー）

着陸帯は、土手側をB（ブラボー）、中央をC（チャーリー）、川側をD（デルタ）と呼ぶ。なおA（アルファ）は現在使われていない。

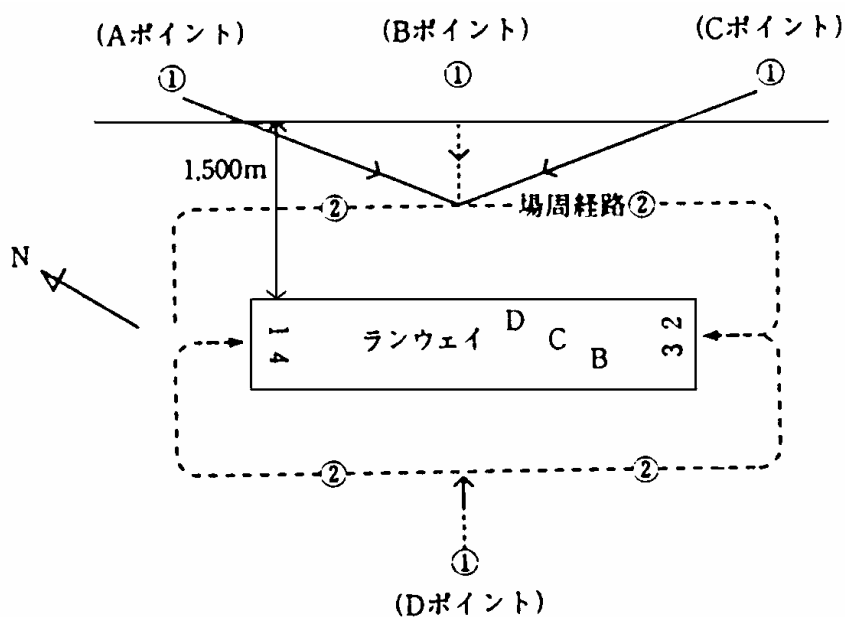
4. 速度、高度はメートル単位に統一する。全機メートル計器を装備。

5. 競技機の報告義務

- (1) 現在位置から移動する場合は必ず「位置、高度、移動方向」を通報する。
- (2) 旋回点を通過する場合は必ず直前にピストに「位置、高度」を報告する。
- (3) ゴールライン通過は約2 km 手前で「位置、高度」を通報し、了解を受ける。
- (4) 15分以上受信がない場合は無線チェックを兼ね「位置、高度」を通報する。
- (5) その他、不必要な交信は行わない。

6. 場周経路への進入

競技機が滑走路まで2 km に近づいた場合は少なくとも次の図の位置でピストと交信を行う。



7. 無線通信不能

競技機は、無線通信不能の場合、直ちに着陸する。当該機はピスト横に来るまで、翼を左右に大きく振りながら飛行し、通信不能であることを明示する。ピストは赤白旗の合図により、他機に優先し着陸させる。

合図は次の通りとする。

白旗を振る・・・「着陸してよい」

赤白旗を振る・・・「障害物あり、注意」

赤旗を振る・・・「危険を回避して着陸しなさい」

8、めぬま・フライトサービス

妻沼滑空場に飛行援助用航空局（呼出名称：めぬま・フライトサービス 周波数：130.5MHz）を開設しました。滑空場周辺を飛行する他の航空機に対して、期間中の競技飛行状況を提供し飛行の安全を確保する。

ミーティング

集合日から最終日まで毎日定められた時間、競技会本部（妻沼訓練所）でチームリーダー、選手、クルー、応援学生全員に競技会実行委員会が、次の事項を説明する。

集合日、強化訓練中

1. ライセンス、身体検査書、航空日誌、保険証などの確認
2. 競技規則、細則、安全対策の読み合わせ
3. 周回コース速度競技の実施要領の説明、質疑
4. 競技実施空域および管制機関との連絡要領
5. 緊急時の対応要領
6. 無線通信要領
7. 滑空場の使用要領
8. 機材の準備状況
9. 開会式要領
10. 出場選手最終決定発表
11. 学生委員の役割分担、配置など

競技期間中

1. 当日の得点発表
2. 当日の飛行状況について反省
（運航管理委員からの指示、選手からの要望など）
3. 翌日の気象予報
4. 翌日の競技予定
5. 発航順位の抽選など

ブリーフィング

競技実施日は飛行開始の30分前に滑空場ピストで、チームリーダー、選手、学生委員に対し、次の事項を説明する。また気象条件などにより競技が中断される時は必要に応じてブリーフィングを行う。

1. 気象解説
2. 本日の競技コ - ス発表
3. 運航指示
4. 機体点検確認
5. 選手の状態確認

実行委員ミーティング

期間中毎日、競技終了後、競技会本部（妻沼訓練所事務所）で、実行委員全員が、当日の競技結果と翌日の予定および注意事項などを協議する。

< 以 上 >